

## 令和3・4年度

### 諫早市一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 提出要項

#### 【建設工事】

令和3・4年度において、諫早市が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加する資格を得ようとする者は、次により一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び添付書類を提出してください。

#### 1 申請者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている者
- (3) 入札に参加しようとする工種に関して、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項の審査を受け、経営事項審査の総合評定値(P)の通知を受けている者
- (4) 経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっている者
- (5) 諫早市税等を滞納していない者
- (6) 諫早市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団等に該当しない者

#### 2 受付期間等

- (1) 期間 令和2年11月2日(月)から令和2年12月25日(金)まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)  
※期間後は、受け付けできませんのでご注意ください。
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

#### 3 提出方法

原則として書類内容について説明できる人が持参してください。ただし郵送も可能です〔12月25日(金)必着〕。受付の際、書類に不備・不足がある場合は受理できません。

#### 4 提出場所及び問い合わせ

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7番1号 諫早市役所  
財務部契約管財課(本館3階) TEL0957-22-1500(代表) 0957-22-2471(直通)

#### 5 入札参加資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、建設工事において、最新の経営事項審査結果通知書の審査基準日から1年7ヶ月経過すると公共工事を請負うことができなくなります。

#### 6 提出書類

「提出書類確認票」に掲げる書類一式を、市販のA4判フラットファイル(色指定有り)  
A：市内はピンク系、B：第1種準市内はブルー系、C：第2種準市内はイエロー系、

D：県内及びE：県外はグリーン系) に番号順で編冊のうえ、提出してください。ファイルの表紙及び背表紙に、商号又は名称を記入してください。

※ 提出書類の記名及び押印は全て、本社(本店)名、代表者職氏名、代表者印〔登記(登録)されているもの〕としてください。

## 7 その他注意事項

- (1) 本申請書類等の内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更届を提出してください。変更届の様式及び添付書類については本市ホームページに掲載しています。  
※諫早市内に本社(本店)、支店または営業所等を有する業者で、技術者に変更が生じた場合は、変更届をすみやかに提出してください。  
(<http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/>)
- (2) 年度途中での登録工種の追加はできません。
- (3) 令和5年度以降の申請受付にあたって、案内通知等はしておりません。広報いさはや、本市ホームページをご確認ください。
- (4) 申請は、市内業者及び市外業者を問わず受け付けますが、指名業者については、本社(本店)の所在地及び実績等を考慮し、選定しておりますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 申請書提出後に新しい経営事項審査を受けた場合は、その経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)を提出してください。
- (6) 入札参加を希望していない工種については、一般競争(指名競争)入札に参加できませんので、ご注意ください。
- (7) 諫早市内に支店・営業所等を有する業者の方は、諫早市内における営業年数や一定人数以上の雇用等の条件により「第1種準市内業者」又は「第2種準市内業者」として区分します。

### 【第1種準市内業者】

次に掲げる全ての要件を満たす者

- ① 事務所としての形態を整えていること。
  - ア 事務所は事業用の建物(併用住宅では事務所と入口が独立)であること。
  - イ 事務等を執り行える事務用什器や事務用機器が具備されていること。
  - ウ 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていること。
  - エ 事務所に固定電話を備え、常時連絡がとれる体制(常時不在転送電話等を除く。)となっていること。
- ② 人的配置として、週3日以上又は週30時間以上勤務する直接的な雇用関係にある職員が配置されていること。
- ③ 法人にあっては、申請書等の提出時点において、諫早市に対し法令に規定する事務所の設立を届け出ており、3年を経過した業者であること。
- ④ 前項の業者においては、本市に納付すべき法人市民税が発生し、かつ完納していること。

### 【第2種準市内業者】

上記の全部又は一部の要件を欠く者